

2007 年度版 ゴク楽行政書士 過去問

法改正等について

1 「行政書士の業務に関し必要な法令等」について

行政書士試験の試験科目のうち、「行政書士の業務に関し必要な法令等」における法令については、告示により、試験を実施する日の属する年度の4月1日現在施行されている法令に関して出題することとされています。そこで、平成19年4月1日までに施行された法令に基づいて資料を作成しました。

頁数	内容		
223	<p>「国家行政組織法上の国の行政機関」の表の最下部に、次のように加える。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">防衛省</td> <td style="text-align: center;">防衛施設庁</td> </tr> </table>	防衛省	防衛施設庁
防衛省	防衛施設庁		

2 「行政書士の業務に関連する一般知識等」について

行政書士試験の試験科目のうち、平成19年4月1日現在施行されている法令に関して出題することとされているものは、「行政書士の業務に関し必要な法令等」に限られ、「行政書士の業務に関連する一般知識等」については、このような制限がありません。そこで、平成19年5月10日現在までに判明している情報に基づいて資料を作成しました。

頁	行	改正等前	改正等後
666	下8	2006年12月1日現在、EUは、 <u>25</u> か国から構成されている。	2007年4月1日現在、EUは、 <u>27</u> か国から構成されている。
667	11	ルーマニアは、 <u>2006年12月1日現在</u> 、EUに加盟して <u>いない</u> 。	ルーマニアは、 <u>2007年1月1日より</u> 、EUに加盟している。
667	下2	2007年1月1日より、ブルガリアとルーマニアが加盟する予定（ <u>2006年12月1日現在</u> ）。	2007年1月1日より、ブルガリアとルーマニアが加盟している。
691	9	雇用保険は、失業等給付と雇用三事業（雇用安定事業・能力開発事業・ <u>雇用福祉事業</u> ）を主な内容とするものである。	雇用保険は、失業等給付と雇用 <u>保険</u> 事業（雇用安定事業・能力開発事業）を主な内容とするものである。

訂正について

「2007年度版 ゴク楽行政書士 過去問」に、以下のような訂正がございます。購読者の皆様には、たいへんご迷惑をおかけ致しましたことを深くお詫び申し上げます。

頁	行	誤	正
451	4	廃止される <u>予定の</u>	廃止された

900 頁の問題 5 の解答解説の訂正について

平成 19 年 1 月 29 日に、財団法人行政書士試験研究センターから、平成 18 年度行政書士試験の結果が発表されるとともに、正解例もあわせて発表されました。この中で、問題 5 につき、本書において正解を「5」としましたが、財団法人行政書士試験研究センターより発表された正解は「3」でした。これに従い、問題 5 の解答解説について、次のように改めます。

問題 5 正解 3

- 1 正しい(猿払事件、最大判昭49・11・6)
- 2 正しい(猿払事件、最大判昭49・11・6)
- 3 誤り。傍聴人が法廷においてメモを取る自由について、判例(レベタ訴訟、最大判平元・3・8)は、「憲法 21 条 1 項の規定は、表現の自由を保障している。そうして、各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であつて、このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところである...(中略)...。筆記行為は、一般的には人の生活活動の一つであり、生活のさまざまな場面において行われ、極めて広い範囲に及んでいるから、そのすべてが憲法の保障する自由に関係するものということとはできないが、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重されるべきであるといわなければならない...(中略)...。もつとも、情報等の摂取を補助するためにする筆記行為の自由といえども、他者の人権と衝突する場合にはそれとの調整を図る上において、又はこれに優越する公共の利益が存在する場合にはそれを確保する必要から、一定の合理的制限を受けることがあることはやむを得ないところである。しかも、右の筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定によつて直接保障されている表現の自由そのものとは異なるものであるから、その制限又は禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要なとされる厳格な基準が要求されるものではないといふべきである。」としている。このように、判例は、「筆記行為の自由は、憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重されるべきである」としており、問題文のように、「一般人の筆記行為の自由について...(中略)...憲法 21 条の規定の精神に照らして十分尊重に値する」とはしていない。この表現の違いについては、「文言を素直に受けとめる限り、『十分尊重に値する』自由の方が、『尊重されるべき』自由より、憲法上の尊重の度合いが高いといえる。」との指摘がある(安西文雄他共著「憲法学の現代的論点」(有斐閣)の 365~369 頁参照。なお、引用部分は、安西文雄九州大学教授が執筆)。したがって、この文言の表現の違いに着目すれば、本選択肢は、判例が採っている考え方として誤っているといふことができる。
- 4 正しい(博多駅事件、最大決昭44・11・26)
- 5 正しい(前掲レベタ訴訟判決)

(平成 19 年 5 月 10 日現在)